

第１期 事業報告書

2022年4月1日～2023年3月31日



2023年3月31日

若者啓発活動推進機構

団体基本情報

●団体名

若者啓発活動推進機構

わかものけいはつかつどうすいしんきこう

Youth Enlightenment activities Promotion Organization

略称 YEP （イェップ）

●設立日

2022年4月1日

●事業内容

・投票率向上を目的とした事業

・社会教育に関する事業

・その他、公共性のある啓発に関する事業

●所属

・認定特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク　支援団体

・一般社団法人 日本若者協議会　団体会員

（日本若者協議会関西支部、若者の政治参加政策委員会）

・若者政策推進議員連盟　登録団体

●連絡先

[info@yep-2022.com](mailto:info@yep-2022.com)

●HP、SNS

HP　<https://www.yep-2022.com>

Twitter　@yep\_2022

Instagram　@yep\_2022\_japan

●メンバー数

11名　（運営メンバー：4名　サポーター：７名）

団体スローガン＆年度毎スローガン

本団体では、団体の目指すべき方向性として、団体スローガンと年度毎スローガンの二つのスローガンを定めています。

●団体スローガン

ロゴ, 会社名

自動的に生成された説明

●年度毎スローガン（令和５年度）

テキスト, 手紙

自動的に生成された説明

**令和４年度　活動報告書**

***2022年活動（任意団体Butterfly）***

☆京都府知事選挙 若者投票率向上運動

　京都府知事選挙期間中に駅前で投票を促すビラを配布した。

・3月25日　JR藤森駅

・4月1日　京阪龍谷大前深草駅

***2022年活動（若者啓発活動推進機構）***

☆合同街頭演説会

　「若い世代に選挙に関心を持ってもらう会」と合同で街頭演説会の開催。

・9月10日　京都市役所前

☆オレンジリボン運動

　児童虐待防止推進月間に駅前で啓発グッズ（マスク）を配布した。

・11月4日　JR茨木駅

・11月8日　JR総持寺駅

☆他団体との交流会

　日本若者協議会関西支部と交流。

・12月18日

☆YouTube配信

　てらはうす政治塾 第4回「政治と地域の関係性について」に参加。

・12月23日

***2023年活動（若者啓発活動推進機構）***

☆長岡京市長選挙＆市議会議員補欠選挙 若者投票率向上運動

　駅前で街頭演説会の開催。

・1月13日　JR長岡京駅

☆他団体との交流会

　日本若者協議会関西支部と交流。

・2月19日

令和４年度　収支報告書

（自2022年4月1日至2023年3月31日）

若者啓発活動推進機構

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 適用 | 金額 |
| 会費 |  | 6,000 |
| 寄付金 |  | 18,815 |
| その他収入 | スポンサー費用 | 600 |
|  | 収入合計 | 25,415 |

支出の部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | | 適用 | 金額 |
| 活動費 |  |  | 25,415 |
|  | 機材購入費 | 演説機材、のぼり | 12,245 |
|  | 広報費 | チラシ、HP作成 | 12,670 |
|  | 事務費 | 団体印作成 | 500 |
|  | | 支出合計 | 25,415 |

令和4年度 監査報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　若者啓発活動推進機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　監事

　令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の理事の職務執行及び会計に関して監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

（ア）監事は、理事から聴取を行い、情報の収集に務めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、職務の執行状況について調査を行い検討いたしました。

（イ）監事は、収支報告書等の計算書類の調査を行うとともに、必要に応じて、当該事業年度に係る重要書類の調査を行い検討いたしました。

2．監査意見

（ア）理事の職務の執行に関して、不正の行為又は規約に違反する重大な事実は認められません。

（イ）収支報告書等の計算書類は、本団体の財産状況を適正に示していると認めます。

以上